

「慰安所」はナチの収容所と 同一視されていた

ありまてつお
有馬哲夫
早稲田大学教授

1953年生まれ。早稲田大学第一文学部卒。東北大学大学院文学研究科博士課程単位取得。メリーランド大学、オックスフォード大学などで客員教授を歴任。『歴史問題の正解』など著書多数

国連で慰安婦問題を取り上げた「クマラスワミ報告書」への日本の反論文は封印された。
アメリカの指示に従った形になったが、彼らは日本とは全く別の認識を持っていた。

アメリカ政府の「慰安婦問題」に関するスタンスは、前号でも見たように一貫している。

日本軍の「強制」によって朝鮮人を中心とする数万人（文書によっては数十万人）のアジアの女性が「慰安所」に送り込まれた。その歴史事実には日本はきちんと向き合うべきである。

賠償に関しては、日本はサンフランシスコ講和条約と日韓基本条約に基づいて国家賠償を行ったので「国家および国民の請求権の問題は最終的かつ完全に解決された」のだから、さらなる賠償は必要ないが、人道的見地からアジア女性基金

などを通じて年老いた「元慰安婦」に救済の手を差し伸べ続けるべきである。

日本人としては、前段はとも受け入れがたい。後段は、お墨付きをもらって多少うれしいが、基本的に当たり前だと思っている。

したがって、前段に示されているアメリカの無理解に怒りが向けられる。「なぜわかってくれないのか。なぜ韓国の主張を鵜呑みにするのか」

前号で紹介した「クマラスワミ報告書反論文」も、「慰安所」システムについてのアメリカ側の事実認定が異なっていれば、葬り去られることはなかったかも知れない。

しれない。「クマラスワミ報告書付属文書1」のほうに撤回に追い込まれていたとも考えられる。

アメリカ側の「慰安婦問題」に対するスタンスは日本にとって厳しいものがある。しかし、そこには、実は日本側に責任がない、あるアメリカ側の事情が絡んでいる。それは、「クマラスワミ報告書」をめぐる日米韓の交渉に関わる国務省の文書が、なぜCIA文書（正式名称は「ナチス戦争犯罪・帝国日本政府情報公開法関係文書」としてでてくるのか）と関係している。

問題」だけでなく「強制労働問題」、「731部隊問題」、「化学兵器廃棄問題」などをアメリカ側がどのような文脈において捉えようとしているのか理解することにつながる。そこで、アメリカ側の事情を明らかにし、それがどう2000年の「ナチス戦争犯罪・帝国日本政府情報公開法」に結びついているのか明らかにしたい。

元ナチスが米陸軍に

話は終戦期にさかのぼる。ドイツ陸軍参謀本部東方外国軍課の課長で、対ソ連インテリジェンスの元締だったラインハルト・ゲーレンは、ドイツの敗戦を確信した時、アメリカは必ず自分が保有している数万点におよぶ対ソ連インテリジェンスの文書を欲しがると考え、それらを地中に埋めた。戦争が終わり、彼はアメリカ軍に捕えられたが、彼の疑惑通り、彼の話を聞いたアメリカ陸軍准将エドウィン・シバートは、文書を欲しがった。掘り出されたこれらの文書の重要性についてシバートから報告を受けた

アメリカ陸軍省は、彼をアメリカに送るように命じた。こうしてゲーレンはニュルンベルク裁判を受けることなく、アメリカ陸軍の対ソ連インテリジェンスの幹部としてアメリカに渡り、対ソ連諜報組織「ゲーレン機関」を作った。

これ自体も相当な問題だが、もっと深刻なのは、彼が呼び寄せた元ナチスの幹部のなかにクラウス・バルビーなどいたことだ。彼はゲシュタポの治安責任者としてフランスのリヨンに赴任し、反ドイツレジスタンスの弾圧にあたった。その過程で4000人以上を殺害し、およそ8000人のユダヤ人を中心とした人々を絶滅収容所に送った。ここから「リヨンの虐殺者」と呼ばれた。

ゲーレンは自らの保身のためにも、元ナチスの幹部をリクルートして「ゲーレン機関」を強化しなければならなかったのだが、そこにバルビーのような戦争犯罪者が「対ソ連インテリジェンスの専門家」として潜り込み、ゲーレン同様アメリカ政府から巨額の報酬をもらっていた。このようなケースはインテリジェンス

関係者に限らない。アルトゥール・ルドルフは、「ロケットの父」と呼ばれるヴェルナー・フォン・ブラウンとともにV2ロケットの開発にあたり、戦後はアメリカに身柄を移され、NASAでサターン5型ロケットを完成させたドイツ人科学者だが、第二次世界大戦中、ミッテルヴェルケのロケット製造所の所長としてドーラ強制収容所の囚人を「奴隷労働」させていた。その労働環境は極めて劣悪で、一説には2万人ともいわれる囚人が命を落とした。これに直接的に責任を負っていたのは、食糧配給から労務管理まで一切を取り仕切っていたルドルフだった。こんなことは、彼がアメリカ軍に捕まった際の尋問記録に少し目を通せばわかることだが、終戦期はロケット科学者が原子物理学者と同じく、米英ソの争奪の的とされていた。とくかく英ソより早く確保し、アメリカに連れてこなければならなかった。

しかし、これは当時の大統領ハリー・S・トルーマンの与り知らぬことだった。彼は、ナチスの戦争犯罪者をアメリカ政

府のために働かせてはならないと命じていた。アメリカ陸軍およびのCIA（1947年設立）幹部が独断でしたことだった。

1974年になるとユダヤ系アメリカ人から疑問の声が上がりだした。ナチスの幹部や強制収容所の関係者がアメリカの市民権を与えられているだけでなく、政府から高給を得ているのではないかと下院議員のエリザベス・ホルツマンが調べてみたところ、これが事実だということが判明した。

しかし、前号で紹介した反論文も述べているように、戦勝国が敗戦国に戦争裁判を受け入れさせ、刑を執行させたならば、それは最終的なものであつて、事後に戦争犯罪者が見つかったとしてもそれを裁くことはできない。

したがって、1978年のホルツマン修正法でできたことは、ナチス戦争犯罪者からアメリカの市民権を剝奪すること、そして強制出国させることだった。

バルビーはフランスから引き渡し要求を受けていたために、この法律を待たず

クリスタ・パウルの『ナチズムと強制売春』を読めばわかるが、ナチスの強制収容所は強制労働施設であり絶滅施設でもあると同時に「軍事売春所」でもあつた。ユダヤ人を収容したもの、ポーランド人など東ヨーロッパの占領地の住民を収容したものもほぼ同じ機能をもっていた。

女性たちは奴隷狩りのように集められ、収容所や軍事売春所に入れられドイツ兵の相手をさせられた。反抗的だったり、性病にかかったりすると、処刑されたり、絶滅施設に送られたりした。ユダヤ人女性の場合は、従順で健康を保つても、一定期間ののち、他のユダヤ人と同じ運命をたどった。ナチスの場合は、「軍事売春所」と絶滅施設の犠牲者はかなり重なる。

これがなぜドイツには「慰安婦問題」がふりかからないのかという理由の一つになっている。死人に口なしなので、「償い金」を請求することもできないのだ。

アメリカの国会議員や政府の一部は、

にボリビアに移住していたが、ルドルフの方は、司法省特別調査局（OSI）の働きかけで1983年アメリカ市民権を放棄し、国外退去することに同意したのち、結局ドイツに受け入れられた。しかし、彼らは氷山の一角に過ぎなかった。

そこでアメリカのユダヤ人団体や下院議員は、このようなアメリカに入り込んだナチスの戦争犯罪者の情報を公開するようにCIAに求めた。時を経るうちこうした情報はCIAに集められ、極秘文書として蓄積されるようになっていた。

しかし、CIAは国益を損なうとして応じなかった。

そこで、下院議員カロリン・マロニーはCIAが蓄えているナチスの戦争犯罪に関連する情報を公開させる「ナチス戦争犯罪情報公開法」を議会に提出し、1998年これを成立させた。2年後には「ナチス戦争犯罪・帝国日本政府情報公開法」とされ、日本も加えられることになる。これが今日CIA文書といわれるものになった。

実は、『日本テレビとCIA』をはじめ

ナチスと日本軍の違いがよくわからないために、歴代首相が「慰安所」を設置したのは日本軍であり、「強制もあつた」と認めると、どうしてもナチスの強制収容所、強制労働施設、絶滅施設と同じイメージで捉えてしまう。

しかし、日本軍の「慰安所」とナチスのこれらの施設は、調べるほどにその違いが大きいことがわかる。前者はたしかに日本軍の管理下にあつたが、要するに売春所だった。これに対し、後者は基本的に強制労働施設であり絶滅施設だった。前者はよほど運が悪くない限り死ぬことはなかったが、後者はよほど運がよくない限り生き残れなかった。こういったことは「ナチスと売春」というYouTubeにあげられているドキュメンタリーでよりはっきりするので、ぜひこちらも見て確かめていただきたい（<https://www.youtube.com/watch?v=1GYeuQgXyUJ>）。

さて、1998年以降CIA文書が公開され、日本の「慰安所」の関係者の戦争犯罪が明らかになることが期待されたが、当然ながらこのような文書はまった

めとして私が2006年以降上梓してきた一連の著書のほとんどはこのCIA文書に基づいている。

ナチスと日本軍の違い

さて、問題はなぜ「クマラスワミ報告書」をめぐる日米韓の裏交渉の報告書がこのCIA文書からでてくるのかということだ。同じボックスからは、村山富市以降歴代総理の「慰安婦」についてのコメントとそれに対する日本と外国のメディアの報道と国務省担当者の分析をまとめた文書もでてくる。

つまり、日本人にとっては驚きなのだが、アメリカの国会議員および政府の一部は、日本軍が設置した「慰安所」をナチスの強制収容所、強制労働施設、絶滅施設と同じカテゴリーのものと考え、情報を集めていたのだ。そして、バルビーやルドルフ同様、これらの関係者は、戦争裁判で起訴されなかったもので、その関係者の情報を公開して社会的制裁を受けさせようと思っていたのだ。これはほんでもない歴史認識の誤りだ。

くといつていいほどでてなかった。当たり前である。SSやゲシュタポの幹部と「慰安所」の女将や亭主では地位も持っている権力も違いすぎる。それに、前号でも見たように、「慰安所」システムは当時の国際法に違反していなかったし、女将や亭主も国際法に抵触するようなことをする権限がなかった。

この関連で思い出すのは、いつもはアメリカ第2公文書館にはまじらない中国人が2008年突然大挙してやってきて、人海戦術でこそそとにか調べていたことだ。今にして思えば、CIA文書から日本の新たな戦争犯罪を見つけ出そうとしていたのだとわかる。「強制労働」に関しては、その後何件か裁判を起こしたのを覚えているが、「慰安婦」の方は記憶にない。今日になっても騒ぎ出していないということは、見つからなかったのだろう。

法律の名称にはバランスをとってナチスと日本を並べているが、CIA文書の量は、圧倒的にナチス、とくにゲールン・グループについてのものが多い。少

ない日本についてのCIA文書も、2006年以降発表された拙著をお読みいただければわかるように、その多くが日本軍や政府高官の戦争犯罪というより、戦後のCIAの対日工作を暴露してしまっている。

「慰安所」システムについてのCIA文書も、前号と本稿で述べたように「村山談話」から「クマラスワミ騒動」までの国務省の報告書とコメントだけだ。先の大戦中の日本軍に関するものはこれまで見たことがない。

それもそのはずで、東京裁判を主導したGHQ自体、日本軍の「慰安所」を「アメニティ」（原語のまま。生活環境をよくするための施設）と捉えていた。このことはGHQの戦史課がまとめた「日本軍の研究」ではつきりする。OSS（戦略情報局）が戦時中にまとめた報告書でも、「慰安所」を軍の士気を保つための施設と捉えてはいるが、犯罪性のあるものとは見ていない。だから、CIA文書からは、日本軍の「慰安所」に関して戦争犯罪を示唆する文書はでてこない

でも起こったと考えているのだ。これでは、「慰安所」に関する事実認定を改めてもらふことは相当むずかしい。

このほか、アメリカ側は、東京裁判で起訴を免れた戦争犯罪として「731部隊」、中国の鉱山や工場等での強制労働、「化学兵器廃棄」なども視野に入れている。これらは中国がよく取り上げる問題だが、CIA文書など資料はアメリカにある。したがって、将来ホルツマンやマロニーのような人物が登場し、これらの枠組みと文脈が変われば、これまでとは違ったものに発展する可能性がある。

さて、法案を通したアメリカの国会議員は、このような戦争犯罪者の情報を公開したうえで、彼らの市民権を剥奪し、国外退去させることを目標としている。ところが、日本の場合は、そもそもアメリカに迎えられて政府から高給をもらっている戦争犯罪免責者などいない。そこで、入国禁止という制裁をあてはめるのだが、これもまったく意味がないことは明らかだ。

生き残っていたとしてもかなりの老齢

のだ。

ただし、スマランのような、「慰安所」というより、レイプ・監禁などの戦争犯罪にあたる例に関しては、今後でもてくる可能性はあるだろう。

事実認定は変わらない

では、アメリカ側は、戦争犯罪があつたことを示すCIA文書がでてこなければ「慰安所」システムをナチスの強制収容所や強制労働施設と同じカテゴリーのものとして捉えるのをやめるのだろうか。ここが問題なのだ。

前に述べたように、ニルンベルク裁判と東京裁判を主導したアメリカは、1970年代以降、ユダヤ人団体やリベラル派国会議員の圧力もあつて、これらの裁判の起訴を免れた戦争犯罪者になんらかの形で制裁を加える方向で動いている。まず、これが底流にあるということを押さえておかなければならない。

もちろん、これは戦争裁判を受けたドイツや日本の責任ではなく、御都合主義で戦争犯罪者を免責してしまったアメリカ

で、しかも戦争犯罪者だと思われているアメリカに誰が行きたいと思うだろうか。にもかかわらず、アメリカ国務省は入国禁止者リストを作り、日本側に承認を求めている。法案を作った以上、どんな小さなものでもいいから、成果を出さなければならぬということだ。

外交のむずかしさはここにある。つまり、日本側が歴史的事実を正確に把握し、相手にしっかりと伝える努力をしても、結果がともなわぬことも往々にしてあるのだ。

それは日本側の情報発信力の問題ではない。アメリカ側がいまどう動いているのか、どのような枠組みのなかで、あるいは文脈のなかで捉えようとしているかが問題なのだ。日本のマスコミは、何をいうかしかいえないが、むしろどういえばわかってもらえるかの方が重要なのだ。大本の部分で枠組みと文脈を共有していなければ、細かい事実や情報を伝えようとしても、そのコミュニケーションは成り立たない。

外務省の優秀な官僚が作った「クマラ

カ側の事情だ。

この動きのなかで、帝国日本政府を名称に含む法律をわざわざ加えたのだから、ドイツの強制収容所や強制労働施設などにあたるものを日本側に見つけなければならない。もっともびったりし、目立つのは、日韓双方で騒ぎ立てている「慰安所」システムだ。

偶然にも、韓国挺身隊問題対策協議会は、「慰安婦」を「挺身隊」という名目のもとに集められたいわば「性奴隷」、「慰安所」をいわばその「強制収容所」であるかのような主張をしている。これは歴史的事実としてはもちろんまったくの誤りだが、「慰安所」をドイツの強制収容所ないし強制労働施設として位置づけたというアメリカ側の注文に見事に一致する。

しかも、前号でも明らかにしたように国務省高官でさえ、「慰安所」が運営されていた当時、朝鮮半島が日本軍の占領下にあったという誤った認識を持っている。だから、ドイツ軍占領下の東ヨーロッパやソ連で起こったことが、朝鮮半島

スワミ報告書反論文」はまさに完璧な反論文だった。そこに書いてあることは、歴史的事実や国際法に照らしていささかも間違っていない。

それゆえ、少なくとも国際法を踏まえて日本の法的責任に述べている部分に関しては、アメリカの支持を受けた。だが、「慰安所」の歴史的事実を踏まえてクマラスワミの誤りを指摘した部分は支持されず、反論文は公にはされなかった。

それは日本側が誤っているからではなく、アメリカ側が日本側とはまったく別な枠組みと文脈のなかで捉えているからだ。そのことに日本はまったく責任がないのだが、いかんともしがたい。

日本として今後取るべき道は、アメリカの助言通り、年老いた「慰安婦」に対する援助を続けつつ、国際連合その他の国際的な場において、「女性に対する暴力」の問題で大いにリーダーシップを発揮して、ネガティブなイメージの払拭に努めることだ。枠組みや文脈はいずれ変わるものだ。